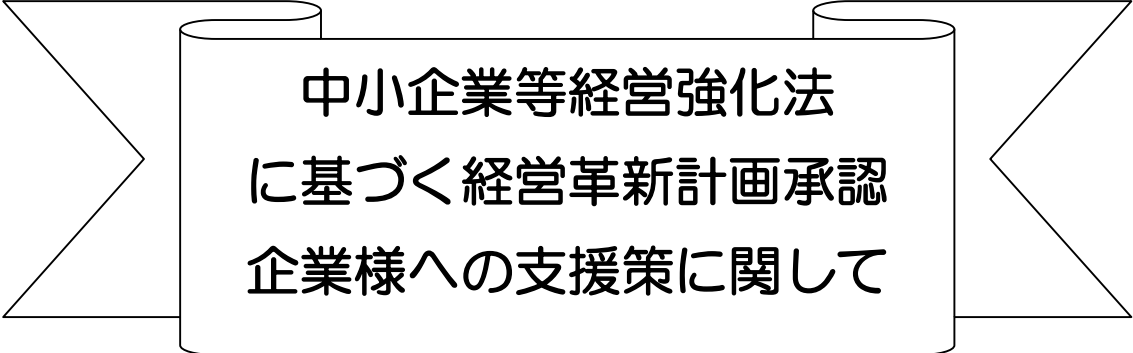


経営革新計画の承認を 受けられた方への支援策



令和3年10月発行

大阪府商工労働部中小企業支援室
経営支援課経営革新グループ



中小企業等経営強化法 に基づく経営革新計画承認 企業様への支援策に関して

申請されました経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置の利用申請ができます。

但し、計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。別途、支援機関（利用を希望する支援策の申請先）の審査が必要となります。

計画実施段階において問題が生じた場合、大阪府担当部局もしくは最寄りの商工会、商工会議所等にご相談ください。

また、中小企業等経営強化法による経営革新計画承認企業だけを対象とする支援策ではありませんが、一般の中小企業施策で新事業や経営革新事業を行うにあたり効果的なものについても併せて説明しております。

積極的にご活用ください。

支援策の目次

- 運転資金、設備投資を希望する方は・・・
 - ・ 「中小企業信用保険法の特例」 P. 4
 - ・ 「日本政策金融公庫による融資制度」 P. 5
 - ・ 「日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度」 P. 7
 - ・ 「商工組合中央金庫(商工中金)の融資制度」 P. 9

- 販路開拓に関する支援を希望する方は・・・
 - ・ 「販路開拓コーディネート事業」 P. 10
 - ・ 大阪府経営革新計画
「承認企業」「達成企業」シンボルマーク P. 11

- キャッシュフローの改善、充実を図りたい方は・・・
 - ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」 P.12
 - ・ 「起業支援ファンドからの投資」 P.13

- 経営革新計画の承認とは無関係に受けられる、経営革新に有益な施策は・・・
 - ・ 「新価値創造展」 P.15
 - ・ 「ポータルサイトJ-Net 21」 P.16
 - ・ 「設備貸与（割賦・リース）制度」 P.17
 - ・ 「大阪トップランナー育成事業」 P.18

中小企業信用保険法の特例 (信用保証の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた特定事業者

支援内容：

有担保保証、無担保保証の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

限度額	通常		別枠
有担保保証	2億円以内	+	2億円以内（組合は4億円以内）
無担保保証 (うち無担保無保証人保証)	8,000万円以内 (うち2,000万円以内)		8,000万円以内 (うち2,000万円以内)

※なお、「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者（従業員数20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下））のみが対象となります。

※他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

問い合わせ先：大阪信用保証協会 TEL: 06-6131-7321(本店)

日本政策金融公庫による 融資制度-① ＜国民生活事業＞

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方

支援内容：新事業活動促進資金

(1) 資金の使いみち

「経営革新計画」の承認（変更承認を含む）を受けた方が、当該事業を行うために必要とする設備資金および運転資金

(2) 融資限度額

7,200万円（うち運転資金 4,800万円）

(3) 利率（年）

特別利率 B（土地取得資金は基準利率）

※用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

(4) ご返済期間

設備資金 20年以内

<うち据置期間 2年以内>

運転資金 7年以内

<うち据置期間 2年以内>

※大阪府と日本政策金融公庫国民生活事業との業務連携(平成 18 年 12 月覚書締結)について

経営革新計画承認申請段階で、日本政策金融公庫国民生活事業への情報提供に関する同意をいただいた場合、日本政策金融公庫国民生活事業へ経営革新計画承認申請を連絡し、資金調達の円滑化を図ります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

国民生活事業大阪創業支援センター(大阪支店内) TEL： 06-6315-0306

日本政策金融公庫による 融資制度-② 〈中小企業事業〉

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方

支援内容：新事業活動促進資金

(1) 資金の使いみち

承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金

(2) 融資限度額

直接貸付 7.2 億円（うち長期運転資金 2.5 億円）

(3) 利率（年）

2.7 億円まで（土地に係る資金を除く）特別利率②

2.7 億円を超えたものは、基準利率

※信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

※5年経過ごとに金利見直し制度を選択できます。

(4) ご返済期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）

運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

(5) 保証人

直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

TEL:0120-154-505

日本政策金融公庫

スタンバイ・クレジット制度

スタンバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です（以下スタンバイ・クレジットを「信用状」といいます）。

お客さま（国内親会社）の海外支店または海外現地法人（以下「海外現地法人等」といいます）が海外に拠点をもつ金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、日本公庫が提携する当該金融機関に対して信用状を発行いたします。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援いたします。

対象者：経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 他

支援内容：

（１）信用状の発行条件

- ・補償限度額：1 法人あたり 4 億 5 千万円（①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に 4 億 5 千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に 4 億 5 千万円が補償限度額となります）
- ・補償条件：提携金融機関からの請求による支払い
- ・信用状有効期限：1 年以上 6 年以内
- ・適用ルール：UCP600（国際商業会議所による信用状統一規則）または I SP98（Institute of International Banking Law & Practice, Inc.（国際銀行法銀行業務協会）が主体となって作成した国際スタンバイ規則）に準拠

（２）信用状制度の利用条件

- ・補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。
- ・補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い
- ・保証人：一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
- ・償還債務の金額：日本公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額

(3) 海外でのお借入れ条件

融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

- 融資金額および通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
- 資金使途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
- 融資期間：1年以上5年以内

(4) 提携金融機関（本店所在地の英語名のアルファベット順）

平安銀行（中国）、インドステイト銀行（インド）、バンクネガラインドネシア（インドネシア）、山口銀行（日本）【対象地域：中国】、名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】、横浜銀行（日本）【対象地域：中国】、KB国民銀行（韓国）、CIMB銀行（マレーシア）、バノルテ銀行（メキシコ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、合作金庫銀行（台湾）、バンコック銀行（タイ）、ベト・イン・バンク（ベトナム）、HDバンク（ベトナム）

（2021年8月1日現在）

問い合わせ先

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

TEL: 0120-154-505

商工組合中央金庫(商工中金) の融資制度

この融資は、中小企業等経営強化法に定められた支援策ではありません。

経営革新計画に取り組む中小企業等が活用できる金融機関として、参考までに載せているものです。

対象者：経営革新計画の承認を受けた特定事業者

支援内容：

(1) 貸付利率：所定の利率

所定の利率は担保条件、財務条件等によって決定。

※5年見直し型も選択できます。

(2) 貸付限度額：制限はありません。

(3) 貸付期間

設備資金：原則15年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：原則10年以内（うち据置期間2年以内）

問い合わせ先（商工中金の各支店・営業所へ）

大阪支店	TEL:06-6532-0309
堺支店	TEL:072-232-9441
船場支店	TEL:06-6261-8431
箕面船場営業所	TEL:072-729-9181
東大阪支店	TEL:06-6746-1221

販路開拓コーディネート事業

対象者：優れた新商品を持ち、全国に向けて市場開拓をめざす中小企業
（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた企業等）

支援内容：新商品（新製品・新技術・新サービス）を持つ中小企業に対し、製品コンセプト・ターゲット等の整理のアドバイス及び首都圏または近畿圏の市場におけるテストマーケティングを通じて、市場評価の把握や市場投入までの道筋を立てるなど販路開拓に向けたサポートをします。中小企業基盤整備機構（関東本部・近畿本部）に商社・メーカー等の企業OB（中小企業アドバイザー）を配置し、企画のブラッシュアップや同行訪問（いずれも有料）による支援を実施します。
（※売り先紹介・販売代行ではありません。）

中小企業

相談
申込

都道府県等中小企業
支援センター等

推薦・
採択
※1

【中小企業基盤整備機構（近畿本部）】※2

＜マーケティング企画ブラッシュアップ＞
（中小企業アドバイザーによるアドバイス）

- ・企業の新商品事業の方向性の整理
- ・製品コンセプト・想定市場／企業の明確化
- ・ターゲットの訴求点の明確化等
- ・プレゼン資料の作成

採択※1

【中小企業基盤整備機構（近畿本部）】

＜テストマーケティング＞

（企業担当者と中小企業アドバイザーによる近畿圏内の想定企業への同行訪問）

- ・ターゲット企業業界における対象製品等のニーズの把握
- ・営業手法・プレゼンテーション力のレベルアップ

採択※1

《ご希望の企業のみ》

【中小企業基盤整備機構（近畿本部）】※2

＜販路活動計画の見直し＞

（中小企業アドバイザーによるアドバイス）

- ・テストマーケティング実施結果を踏まえた、今後の販路開拓方法や営業ツールの見直し等

※1 企業の経営課題や状況・体制等を踏まえてご支援の可否を決定します。

※2 近畿圏以外の企業については、最寄の地域本部が実施します。

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構（近畿本部）

TEL:06-6264-8613（企業支援課）

大阪府経営革新計画 「承認企業」「達成企業」シンボルマーク

これは、中小企業等経営強化法に定められた支援策ではありません。
経営革新計画に取り組む中小企業が活用できる大阪府独自の制度です。

大阪府が、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を承認した企業（大阪府経営革新計画承認企業）、承認された経営革新計画を実行し目標を達成した企業（大阪府経営革新計画達成企業）は、自社の取り組みなどをPRする際にシンボルマークを活用していただけます。



（いずれもサンプル画像）

◎シンボルマークの使用について

1. 対象者：承認企業シンボルマーク＝計画期間中の経営革新計画承認企業
（計画期間が終了した企業は使用できません。）
達成企業シンボルマーク＝平成31年4月1日以降に経営革新計画が終了した企業のうち、
計画期間終了時において、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づく経営指標の目標伸び率（経常利益については、伸び率に加えて計画終了年度が黒字であること。）を達成した企業
2. 使用料：無料

上記のほか、シンボルマーク活用には使用の条件があります。活用を希望される方は、各「シンボルマーク使用届出書」を大阪府に提出していただきますが、詳細はホームページで確認願います。

問い合わせ先：大阪府商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ
TEL:06-6210-9494

中小企業投資育成株式会社法の特例

(投資の特例)

- 対象者：(1) 経営革新計画の承認を受けた特定事業者のうち、資本金が3億円を超える株式会社
- (2) 経営革新計画の承認を受けた特定事業者によって経営革新事業を行うために設立される株式会社であって、資本金が3億円を超えるもの

原則、資本金の額が3億円以下の企業が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長を図ることができます。経営革新計画の承認を受けた資本金の額が3億円を超える株式会社も対象となります。

また、本特例制度により中小企業投資育成株式会社の投資事業の対象となった株式会社は、中小企業投資育成株式会社の行う追加投資事業及びコンサルテーション事業等（経営革新事業以外についても対象）の対象となります。

(1) 投資の内容

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ② 増資新株の引受け
- ③ 新株予約権の引受け
- ④ 新株予約権付社債等の引受け

(2) 育成事業（コンサルテーション事業）

投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を保有している投資先企業からの依頼に応じ、効果的育成が図られるよう、経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行います。

問い合わせ先：中小企業投資育成株式会社

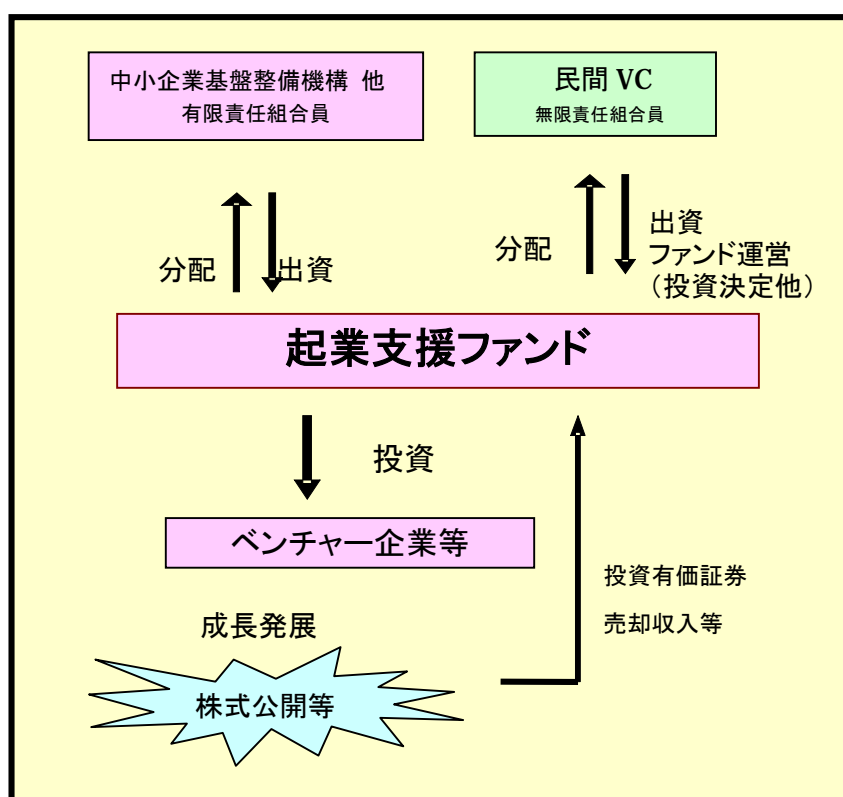
- ・大阪中小企業投資育成株式会社(本社) TEL:06-6459-1700

起業支援ファンドからの投資

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業等、国内の設立5年未満の有望なベンチャー企業等

出資事業の概要：ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として、民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行うことにより、資金調達支援及び経営支援を行います。

支援内容：主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供、加えて踏みこんだ経営支援（ハンズオン支援）を行います。



問い合わせ先： 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

TEL:03-5470-1672

経営革新計画の承認とは無関係に受けられる 経営革新に有益な施策

次ページ以降に記載している支援策は、一般の特定事業者向けではあるものの、経営革新計画に取り組む中小企業にとって、活用すると有益な支援措置であるため、参考として載せているものです。

次ページ以降記載の支援策

- 新価値創造展
- ポータルサイトJ-Net21
- 公益財団法人 大阪産業局の設備貸与（割賦・リース）制度
- 大阪トップランナー育成事業

新価値創造展

対象者：自ら開発した製品、技術、サービスを保有する中小企業者
(但し、応募者の中から書面審査を経て出展者を決定します)

経営革新に取り組んでいる中小企業者の成果を一堂に集め、紹介する場があります。参加することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングの機会を得ることができます。参考までに、令和3年に開催される展示会の予定を載せております。令和3年は、リアル展示会とオンライン展示会を連動させたハイブリッド型展示会として開催します。

【参考】

イベント内容：

- ① 出展企業が自社の製品・技術・サービスをブース出展（リアル展示会）、ウェブサイトに掲載（オンライン展示会）
- ② 出展企業が自社の製品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介
- ③ 社会・経済・政策のトレンドや展示会開催テーマに関連した講演を開催
- ④ リアル展示会での専門家によるマッチング支援、オンライン展示会でのウェブ会議等を活用した商談機能など、各種マッチングシステムの提供

◆リアル展示会「新価値創造展2021（第17回中小企業総合展 東京）」

【開催場所】 東京ビッグサイト東展示棟5・6ホール

【開催時期】 令和3年12月8日（水）～10日（金）

◆オンライン展示会「新価値創造展2021オンライン」

【開催場所】 新価値創造展ウェブサイト

【開催時期】 令和3年12月1日（水）～24日（金）

【ご注意】

・本展示会は中小企業基本法の定義に基づく「中小企業者」を出展対象としております。経営革新計画における「特定事業者」とは対象となる範囲が異なりますので、ご注意ください。

・リアル展示会、オンライン展示会ともに、出展料は有料となります。詳細はウェブサイトをご確認ください。

URL:<https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/shinkachi2021/>

問い合わせ先：(独) 中小企業基盤整備機構 販路支援企画課

TEL :03-5470-1525

ポータルサイト J-Net21

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。公的支援機関による中小企業向けの支援情報を簡単に探せる「支援情報ヘッドライン」では、補助金・助成金・融資といった制度別はもちろん、都道府県別でも検索可能です。また、経営革新に役立つセミナーなども探すことができます。

アドレスはこちら⇒<https://j-net21.smrj.go.jp/>

中小企業に関する施策等の情報が必要な方、創業を考えられている方に向けた情報を発信しています。

ネットに掲載されている内容：

【経営力向上に役立つ情報】

経営者の悩みに答える「ビジネスQ&A」や、経営者向けの教科書「経営ハンドブック」をご覧ください。

【起業・創業に役立つ情報】

スタートアップに必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」などをご覧ください。

【特集・事例】

SDGsやBCPなど、様々なテーマについての企業の取り組み事例や解説記事をご覧ください。

利用方法：J-Net21のホームページにアクセスしてください。

URL：<https://j-net21.smrj.go.jp/>

※中小企業庁のホームページからもリンクしています。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 広報課

TEL：03-5470-1519

設備貸与（割賦・リース）制度

小規模企業者等の創業や経営革新に必要な機械設備を、メーカー、ディーラーから公益財団法人大阪産業局が購入し、長期かつ低利で割賦販売（分割払い）又はリースする制度です。

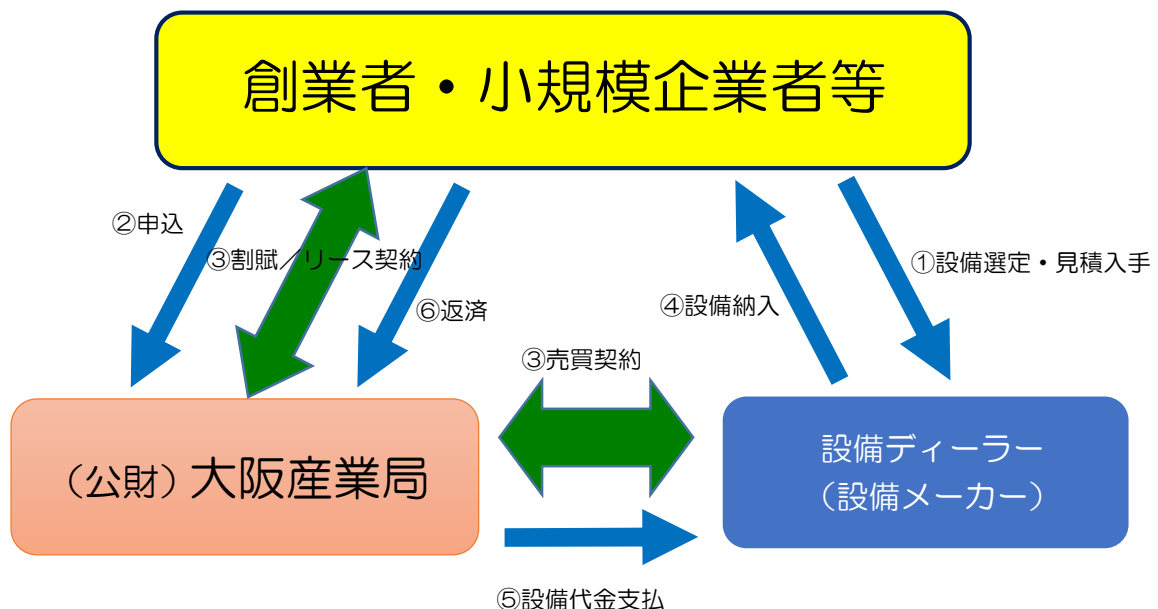
なお、大阪府独自の支援策として、承認を受けた経営革新計画に基づき機械設備を導入する際に金利が軽減（△0.2%）されます。

注）金利軽減（△0.2%）は割賦の場合の割賦損料率、リースの場合は適用された割賦損料率に対応する料率を適用。尚、返済条件緩和中の企業は優遇金利の適用除外となります。

制度の概要は以下のとおりですが、その他条件等がありますので、詳細は公益財団法人大阪産業局まで、直接お問い合わせください。

令和3年度 小規模企業者等設備貸与制度

- 対象企業 一定要件を満たす従業員数50人以下の企業
- 設備価格 100万円以上1億円以下（消費税含む）
※DX設備を導入する企業は50万円以上（要件有）
- 返済方法 割 賦：3年～10年（法定耐用年数以内・元本は1年据置）
リース：3年～10年（法定耐用年数で設定）
- 損料率・利率 割賦損料率（利率）：0.7～1.5%/年
リース料率：1.297～1.335%/月（例：7年リースの場合）



問い合わせ先：公益財団法人 大阪産業局 設備支援部 設備支援チーム
TEL:06-6947-4345

大阪トップランナー育成事業

医療・介護・健康分野等において、新たな需要の創出が期待できるプロジェクトを大阪市が認定。認定プロジェクトには、コーディネータが担当につき、それぞれの課題や状況に応じて、オーダーメイド型の継続的サポート（ハンズオン支援）を実施します。

○支援メニュー例

【専門家活用】

- ・弁護士による契約等のサポート
- ・弁理士による知的財産戦略の検討
- ・税理士等による財務戦略サポート

【資金調達】

- ・公的補助金申請のサポート
- ・事業計画書作成支援
- ・資本政策支援

【開発促進】

- ・アライアンス先や開発パートナー紹介
- ・実証実験実施支援
- ・許認可に必要な書類作成サポート

【マーケティング・販路・PR】

- ・販路拡大支援
- ・展示商談会、成果発表会等の機会提供
- ・広告、プロモーション支援

※ 他にも課題に応じて必要な専門家やメニューをコーディネートします。

○対象

- ・プロジェクトの実施主体が、以下の【A】、【B】、【C】のいずれかに該当し、かつ【D】を満たすもの(*1)

【A】大阪市内に本社または事業所を置く企業等

【B】大阪府内(大阪市外)に本社または事業所を置く企業等

【C】現在起業準備中で2022年3月31日までに大阪市内で起業する予定の個人

【D】おおさかトップランナーClubに加入していること

(*1)他にも要件がありますが、詳細は[HP](#)でご確認ください。

○費用

大阪市内中小企業等：一部負担（上限あり）

その他大阪府内中小企業等：実費負担（コーディネータ人件費除く）

○個別サポート実施までの流れ



問い合わせ先：大阪トップランナー育成事業 事務局：武坂

TEL：06-6271-0303

URL：<http://www.osaka-toprunner.jp/>

*大阪トップランナー育成事業は、公益財団法人大阪産業局が、大阪市から委託を受け実施しています。

中小企業等経営強化法の経営革新計画に関する申請先

1. 大阪府担当窓口

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営革新グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階

TEL：06-6210-9494 FAX：06-6210-9504

E-mail：keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

HP：「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画のご案内」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>

なお、大阪府では、マイドームおおさか（大阪市中央区）でも申請説明会・個別相談会を開催していますのでご利用ください。詳しくは上記HPをご覧ください。



- Osaka Metro（旧市営地下鉄）中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
- Osaka Metro（旧市営地下鉄）南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結（約 100 メートル）

2. 各地域の相談窓口

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください。

詳しくは下記 URL にアクセスしてください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html>